※※※

1　環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場，旅館，興行場，理・美容所，クリーニング所など環境衛生営業施設に対して，関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに，主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し，これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭，地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については，雑草の除去，ドクガ，ハチなどの害虫駆除が大半を占めている。

(1)施設および監視指導

①営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は４施設であり，内訳は新増設２施設，営業者の変更によるものが２施設であった。

旅館，ホテル営業等に対する監視指導については，客室などの衛生指導を実施している。

・興行場

新規申請の件数は４施設であり，内訳は常設０施設，仮設４施設であった。

施設に対しては，興行場法施行条例（北海道条例第56号）などに定める衛生に必要な措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所・美容所・クリーニング所

理容所については新規１０施設，廃止１１施設であり営業施設は３８６施設，美容所については新規２４施設，廃止２１施設であり，営業施設は６３５施設である。立入検査は，器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については，新規１０施設，廃止１３施設であり，営業施設は３０６施設である。立入検査については，特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し，廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は７９施設であり，法および道条例に定める衛生保持の状況を調査し，不適合施設については改善指導を行っている。

②水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関（財団法人函館市水道サービス協会）からの報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，維持管理についての指導を行っている。

また，専用水道については，適正な水質管理を行っているか等，立入検査を実施している。

③浄化槽

浄化槽については，新規６４基，廃止５５基であり，計１，１４２基である。主な廃止の理由は下水道区域の編入によるものである。

浄化槽については設置時における機能検査(浄化槽法第７条)，定期検査(浄化槽法第１１条)が義務付けられており，北海道知事指定の検査機関（北海道浄化槽協会函館検査事務所）がこの検査を実施している。

④プール

「函館市プール指導要領」に基づき，毎月プール維持管理報告書の提出をもとめ審査するとともに，立入検査を実施し，プール水の水質管理を中心に指導を行っている。

表１　環境衛生関係施設数および監視指導数

区分			施設数	新規件数	廃止件数	監視指導施設数	
						実数	延数
平成１９年度			3,972	179	306	717	717
平成２０年度			3,930	144	186	775	776
平成２１年度			3,966	156	120	409	441
営業関係	旅館等	ホテル	86	2	3	18	33
		旅館	123	1	5	32	47
		簡易宿所	35	1	－	8	8
		下宿	18	－	－	－	－
	興行場	映画館	2	－	－	－	－
		スポーツ施設	1	－	－	－	－
		その他	7	4	4	10	10
	理容所		386	10	11	10	10
	美容所		635	24	21	24	24
	クリーニング所 ※		306	10	13	10	10
	コインオペレーション		33	2	1	33	33
	公衆浴場	普通浴場	40	－	2	2	4
		その他の浴場	39	－	1	2	2
水道施設	簡易水道事業		－	－	－	－	－
	専用水道		3	1	1	3	3
	簡易専用水道		482	26	1	20	20
	井戸等		319	8	－	－	－
その他	浄化槽		1,142	64	55	97	97
	畜舎・家きん舎		10	－	－	－	－
	化製場		1	－	－	－	－
	魚介・鳥類等製造貯蔵		3	－	－	－	－
	死亡獣畜取扱場		2	－	－	－	－
	墓地		82	1	1	1	1
	火葬場		4	－	－	－	－
	納骨堂		69	1	－	1	1
	特定建築物		124	1	1	124	124
	プール		14	－	－	14	14

注）新規件数は，許可・届出等の件数
※無店舗取次店を含む

⑤温泉

温泉法に基づき，温泉利用施設の立入検査を実施している。

表３　温泉利用許可件数および立入検査数　　（各年度末現在）

区　　分	温泉利用許可件数			立入検査数	
	許可件数	新規件数	廃止件数	実　数	延　数
平成１９年度	491	31	5	12	31
平成２０年度	502	50	39	25	25
平成２１年度	567	78	13	5	5
宿泊施設	337	67	7	3	3
公衆浴場	179	11	4	2	2
老人保健施設	39	－	－	－	－
病院・リハビリ施設	1	－	－	－	－
プール	1	－	1	－	－
レジャー施設	1	－	1	－	－
手・足湯	4	－	－	－	－
その他	5	－	－	－	－

(2) 市民相談

市民相談処理件数は４７０件であり，アリやハチ等に関する相談が大半で，駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また，空き地の管理に関する相談については，土地所有者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表４　市民相談処理状況

区　　分	ねずみ・昆虫等			飲料水	排水	空地管理	その他	計
	ドクガ	ｽｽﾞﾒﾊﾞﾁ	その他					
平成１９年度	16	362	234	－	－	171	－	783
平成２０年度	4	297	169	－	－	227	－	697
平成２１年度	17	141	173	－	－	139	－	470

(3)「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な生活環境を確保することにより，健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成１１年７月に制定し，平成１１年９月１日から施行している。

２　食品衛生

「食品」は，私たちの生命の源であり，健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため，その安全性の確保は，市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については，製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより一定の成果がみられる一方，食中毒は，ここ数年，ノロウィルスや牛レバーの生食等を原因とするカンピロバクター食中毒が大半を占めるようになってきており，全体の件数・患者数については大きな変化は見られない状況である。

また，食品産業の発展に伴い，食品の多様化，流通の広域化が進む一方，輸入冷凍食品の残留農薬による健康被害の発生や，大手食品メーカーの衛生管理の不備，食品の偽装表示等，食品の安全・安心に対する不信感が高まり，大きな問題となっている。

これらについては，国が中心となって関係省庁の連携強化等，種々の対策が進められており，本市においても，食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため，食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し，食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに，市内で製造または流通している食品の収去検査を実施している。

また，食品の製造・加工・販売の各段階における総合的な衛生管理システム（ＨＡＣＣＰ）の普及を図っているほか，調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発，食中毒警報の発令による注意喚起等を行っている。

(1)監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設数６，８８３施設，北海道の「食品の製造販売行商等衛生条例」に基づく許可登録施設数１，２８８施設，その他の施設数１２８施設，以上の合計８，２９９施設が監視指導対象となっている。

(2)監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として，市民に安全な食品の提供を図るため，延べ５，３１７施設に対し監視指導を実施した。

表１　食品衛生法許可施設数および監視指導延施設数　　（各年度末現在）

区分	施設数	許可件数		期限切れ廃止件数	監視指導延施設数
		更新	新規		
平成１９年度	7,225	648	1,234	1,328	4,504
平成２０年度	7,018	1,006	703	910	4,455
平成２１年度	6,883	892	678	813	4,457
飲食店営業	4,193	543	429	552	2,178
喫茶店営業	401	40	57	55	280
菓子製造業	277	28	35	29	388
氷雪製造業	19	2	1	1	7
氷雪販売業	2	－	－	－	－
清涼飲料水製造業	8	1	－	1	13
かん詰又はびん詰食品製造業	4	－	－	1	3
みそ製造業	5	2	－	－	3
醤油製造業	1	－	－	－	－
ソース類製造業	5	－	2	2	3
酒類製造業	1	－	－	－	－
あん類製造業	3	－	－	－	15
豆腐製造業	14	1	－	1	12
納豆製造業	2	－	－	－	3
めん類製造業	14	1	2	1	15
そうざい製造業	149	20	10	6	185
食用油脂製造業	2	－	2	1	8
添加物製造業	8	－	－	－	2
乳処理業	4	－	－	－	22
乳製品製造業	15	1	5	－	32
アイスクリーム類製造業	61	1	3	25	50
乳類販売業	564	75	38	52	294
乳酸菌飲料製造業	1	－	－	－	8
食肉処理業	11	2	1	1	6
食肉製品製造業	11	2	3	1	31
食肉販売業	396	58	31	32	300
魚介類販売業	599	98	49	52	420
魚介類せり売営業	8	3	－	－	5
魚肉ねり製品製造業	18	3	3	－	40
食品の冷凍又は冷蔵業	87	11	7	－	134

表２　道条例の許可または登録を要する施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区分	施設数	許可件数		期限切れ及び廃止件数	監視指導延施設数
		更新	新規		
平成１９年度	1,339	138	106	118	798
平成２０年度	1,319	144	83	103	771
平成２１年度	1,288	191	72	103	742
製造業	369	62	19	36	279
食品販売業	897	119	51	67	463
行商	22	10	2	－	－

表３　その他の施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区分	施設数	監視指導延施設数
平成１９年度	134	123
平成２０年度	124	117
平成２１年度	128	118
集団給食施設	127	117
と畜場	1	1

(3)食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や，食品が短期間に集中する年末を中心に，販売店や製造施設から食品を収去し，食品添加物の使用基準や食品の成分規格等，法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

平成２１年度は２６２検体を検査した結果，１検体の違反が判明し，改善を指導した。

市内に流通する野菜等５１検体の残留農薬検査結果については，残留農薬基準を超過した検体はなかった。

表４　食品の収去検査等結果　　（平成２１年度）

区分	収去検査				農薬検査	
	収去検体数	違反検体数	違反理由		検査検体数	基準値以下
			細菌	理化学		
魚介類	12	－	－	－	－	－
魚介類加工品	69	－	－	－	－	－
冷凍食品	16	－	－	－	8	8
肉卵類及びその加工品	26	－	－	－	－	－
穀類及びその加工品	16	－	－	－	－	－
野菜類・果実及び加工品	43	－	－	－	43	43
菓子類	33	－	－	－	－	－
清涼飲料水	－	－	－	－	－	－
酒精飲料	－	－	－	－	－	－
かん詰・びん詰食品	－	－	－	－	－	－
その他の食品	28	－	－	－	－	－
牛乳	6	－	－	－	－	－
乳製品	10	－	－	－	－	－
アイスクリーム類・氷菓	3	1	1	－	－	－
計	262	1	1	－	51	51

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し，科学的な根拠に基づき，迅速な対応と解決にあたっている。平成２１年度の苦情件数は５８件であった。

表５　苦情処理件数　　（平成２１年度）

区分		総数	表示	異物	カビ	腐変敗	添加物	異味異臭	取扱い	その他
総数		58	－	15	2	1	－	8	12	20
食品等別	魚介類	4	－	1	－	－	－	－	－	3
	魚介類加工品	6	－	2	－	－	－	2	－	2
	冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	肉卵類及びその加工品	1	－	－	－	－	－	1	－	－
	乳・乳製品・アイスクリーム類・氷菓	1	－	－	－	－	－	－	1	－
	穀類・野菜・果物及びその加工品	5	－	3	－	1	－	1	－	－
	菓子類	12	－	6	2	－	－	1	2	1
	清涼飲料水・酒類	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	かん詰・びん詰食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の食品	17	－	3	－	－	－	3	7	4
	添加物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	器具・容器包装	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	おもちゃ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	施設	12	－	－	－	－	－	－	2	10

(5) 食中毒

平成２１年は，函館市内における食中毒の発生はなかった。また，より一層の改善を図るため，関係団体に対し講習会を開催するなど啓発活動を行っている。

表６　函館市内における食中毒発生状況

区分	発生件数	患者数	死者数	原因場所				
				飲食店	旅館	家庭	その他	不明
平成１９年	1	4	－	1	－	－	－	－
平成２０年	－	－	－	－	－	－	－	－
平成２１年	－	－	－	－	－	－	－	－

(6)食肉検査

と畜場法に基づき，消費者に安全な食肉を提供するため，食肉検査所（西桔梗町）において，獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表７）

なお，と畜検査のながれは，次のとおりである。

① 獣畜の搬入（牛，馬，豚，めん羊および山羊の５種類）
② 生体検査（人畜共通伝染病等の疾病の有無）
③ 解体検査（内臓の検査を行い，必要に応じ病理，細菌，理化学等の精密検査を実施）
④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い，必要に応じ精密検査を実施し，食用不適時は廃棄処分）
⑤ 合格・検印
⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また，伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）注のスクリーニング検査を実施している。（表８）

検査方法は，エライザ法という酵素免疫測定法により延髄を材料にして行い，異常プリオンの有無を確認するものである。

なお，牛については平成１３年１０月１８日以降食肉処理される全てのもの，めん羊および山羊については平成１７年１０月１日以降食肉処理される１２ヶ月齢以上のものが対象である。

牛の検査対象については，平成１７年８月１日に法改正され，２１ヶ月齢以上となったが，当市では２０ヶ月齢以下については自主検査として継続している。

（注）平成１７年１０月１日に法が改正され，牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に，ＢＳＥをＴＳＥに名称を変更し，めん羊および山羊に関することが追加された。

表７　食肉検査状況

区　　分	総　数	牛		馬		豚	めん羊 山　羊
		牛	こ　牛	馬	こ　馬		
平成１９年度	38,785	5,612	17	29	－	32,941	186
平成２０年度	33,837	6,350	27	37	－	27,145	278
平成２１年度	42,454	6,337	18	23	－	35,762	314

表８　ＴＳＥスクリーニング検査結果

区　　分	畜　種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
平成１９年度	牛	5,629	5,628	1[*]
	めん羊・山羊	95	95	－
平成２０年度	牛	6,377	6,377	－
	めん羊・山羊	218	218	－
平成２１年度	牛	6,355	6,355	－
	めん羊・山羊	196	196	－

[*] 確認検査で陰性であった

(7)衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため，食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表９　衛生講習会実施状況（平成２１年度）

対　象　者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	27	1,654
一　般　市　民	3	95
計	30	1,749

3　動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき，犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため，各種事業を実施している。また「化製場等に関する法律」に基づき，化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1)畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を，市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め，実施している。また，飼い主に狂犬病について理解してもらい，未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表１　畜犬登録数

区　　分	畜犬登録数	予防注射数
平成１９年度	15,222[1,261]	10,216
平成２０年度	15,475[1,105]	9,976
平成２１年度	15,385[1,053]	9,736

（注）[　]内は新規登録頭数

(2)畜犬等に関する相談・苦情

畜犬等に関する相談・苦情のうち最も多いのは，犬の捕かく依頼で２１１件あった。捕かくした頭数は１１５頭で，３５頭を返還した。

不要犬猫の引取りは９１２頭であった。

表２　畜犬等に関する苦情状況

区　　分	苦情処理	捕獲頭数	咬傷事故	飼育管理指　導	不要犬猫引取り	
					犬	猫
平成１９年度	439	155[66]	5	108	102	937
平成２０年度	397	107[24]	3	89	99	746
平成２１年度	278	115[35]	4	46	88	824

（注）[　]内は返還頭数

(3)施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は，化製場１，死亡獣畜取扱場２，第８条準用施設４の計７施設があり，畜舎については指定区域内に厩舎５，山羊舎１，犬舎３の合計９施設があった。

これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4　医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して，関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに，立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか，医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また，医療相談窓口を開設し，医療に関する相談業務を行っているほか，献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1)医務関係

①施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は，次のとおりである。

表１　医務関係施設数および立入検査数

区分	施設			立入検査数	
	施設数	新規開設	廃止	実数	延数
平成１９年度	736	39	29	147	147
平成２０年度	780	34	32	158	158
平成２１年度	779	31	29	162	162
病院	31	－	－	31	31
診療所	239	9	12	72	72
歯科診療所	139	4	8	42	42
助産所	1	－	－	－	－
あん摩はり・きゅう施術所	161	9	4	－	－
柔道整復施術所	80	5	3	－	－
歯科技工所	79	1	1	－	－
衛生検査所	5	－	－	2	2
介護老人保健施設	9	－	－	4	4
認知症対応型共同生活介護	35	3	1	11	11

（注）施設数は年度末現在，立入検査数は年度分

②医務免許関係処理件数
免許申請等の内訳は，次のとおりである。

表２　医務免許関係処理件数

区分	総数	免許申請	書換交付	再交付	その他
平成１９年度	751	402	220	14	115
平成２０年度	779	446	187	32	114
平成２１年度	755	434	180	26	115
医師法	18	6	3	－	9
歯科医師法	5	1	1	－	3
薬剤師法	18	12	6	－	－
保健師助産師看護師法	437	271	146	20	－
歯科技工士法	－	－	－	－	－
診療放射線技師法	6	6	－	－	－
臨床検査技師等に関する法律	8	5	3	－	－
理学療法士法・作業療法士法	48	40	6	2	－
視能訓練士法	3	1	2	－	－
栄養士法	109	92	13	4	－
その他	103	－	－	－	103

③医療相談件数
医療に関する相談等の件数は，次のとおりである。

表３　医療相談件数

区分	総数	病院	診療所	歯科診療所	薬局	その他
平成２１年度	146	50	37	10	13	36

(2)薬事関係

①施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は，次のとおりである。

表３　薬事関係施設数および立入検査数

区分		施設			立入検査数	
		施設数	新規開設	廃止	実数	延数
平成１９年度		1,999	167	206	129	129
平成２０年度		2,047	110	62	157	157
平成２１年度		1,688	119	170	274	274
1 薬局		178	7	5	59	59
2 医薬品販売業	(1)一般販売業	3	－	5	－	－
	(2)卸売一般販売業	44	7	3	4	4
	(3)薬種商販売業	41	7	22	8	8
	(4)配置販売業	30	1	6	－	－
	(5)店舗販売業	26	27	1	1	1
	(6)特例販売業(１種)	30	7	9	－	－
	(7)特例販売業(２種)	2	－	3	2	2
3 医薬品製造業	(1)専業	2	－	1	－	－
	(2)薬局	10	－	2	－	－
4 医薬部外品製造業		－	－	－	－	－
5 医療機器製造業		－	－	－	－	－
6 医療機器販売業	(1)高度管理医療機器	154	12	12	30	30
	(2)管理医療機器	862	37	74	33	33
7 毒物・劇物輸入業・製造業		2	－	1	－	－
8 毒物劇物販売業	(1)一般販売業	132	6	11	20	20
	(2)農業用品目販売業	10	1	4	－	－
	(3)特定品目販売業	12	－	3	－	－
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱者		1	－	－	－	－
10 麻薬取扱施設(卸･小売業者)		138	7	7	42	42
11 覚せい剤施用機関		－	－	－	－	－
12 覚せい剤原料取扱者		6	－	1	75	75
13 採血業		1	－	－	－	－
14 化粧品製造業		4	－	－	－	－
15 その他(学校,農家等)		－	－	－	－	－

(注) 施設数は年度末現在，立入検査数は年度分
平成２１年度からは，６ 医療機器販売業 (2)管理医療機器については，要届出分のみ計上
店舗販売業は，平成２１年６月新設

②麻薬および覚せい剤

麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表４　麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区　　分	総　数	免許指定申請	変更届	廃　棄	業務廃止届	麻薬中毒	麻薬受渡届	その他
平成１９年度	1,121	466	110	124	51	－	310	60
平成２０年度	1,129	507	105	132	45	－	308	32
平成２１年度	1,054	487	112	70	42	－	303	40
麻薬および向精神薬取締法	1,019	479	109	66	40	－	303	22
覚せい剤取締法	24	5	2	4	2	－	－	11
大麻取締法	11	3	1	－	－	－	－	7

(3)献血

①献血推進協議会

当市では，献血事業の推進を図るため献血推進協議会を設置し，北海道函館赤十字血液センター協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は７月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，市内２か所で街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動，このほか企業の献血担当者への研修会等を実施した。

②献血の状況

当市内における平成２１年度の献血実績は次のとおりで，４００ｍｌの全血献血数は，北海道函館赤十字血液センターが目標としていた数値を下回ったものの，２００ｍｌ献血および成分献血はどちらも目標数を上回り，全体として目標を達成することができた。

表５　献血実績　　（平成２１年度）

区　　分	２００ml献血	４００ml献血	成分献血	合計(200ml換算値)
目標数(本)	2,120	10,913	3,329	27,275
献血数(本)	2,286	10,823	3,962	27,894
目標達成率(%)	107.8	99.2	119.0	102.3

(4)薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5　衛生試験所の業務

衛生試験所は，各種試験・検査・研究を通じ，保健および衛生の向上を図る目的で設立され，次の２部門に分かれ業務を行っている。

・微 生 物 担 当 … 腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
・理 化 学 担 当 … 食品添加物，農薬検査等

平成２１年度の試験検査実績は次のとおりである。

表１　試験検査実績　（平成２１年度）

区分	種別		件数
細菌検査	腸管系病原菌等	腸内感染症病原菌	3,597
		腸管出血性大腸菌	3,316
		ふん便寄生虫卵	965
	水質細菌	飲料水細菌	－
		一般細菌数	－
		大腸菌群数	1
		腸管出血性大腸菌	－
		大腸菌群最確数	－
		レジオネラ属菌	1
	食品細菌	一般生菌数	434
		大腸菌群数	585
		その他の細菌	2,233
		腸管出血性大腸菌	277
		大腸菌群最確数	21
		顕微鏡検査	1
	特殊なもの		631
	ノロウイルス検査		221
	小計		12,283

区分	種別	件数
食品試験	成分規格（牛乳および加工乳）	27
	〃　（乳製品）	15
	〃　（清涼飲料水）	－
	器具および容器包装	－
	食品添加物（定性）	13
	〃　（定量）	203
	有害成分	13
	金属類	22
	水素イオン濃度	60
	一般成分	130
	農薬	45
	家庭用品	28
	放射能	－
	有機水銀	－
	小計	556
総計		12,839